

生ごみ処理機の購入費などを補助します

家庭から出る可燃ごみの中で多くを占めているのが、「生ごみ」です。町では生ごみの減量化、資源化を推進するため、生ごみ処理機器の購入費やリース料の一部を補助しています。今年度に限り、国の「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を活用し、業務用生ごみ処理機購入費の補助金を100万円から200万円に引き上げましたので、ぜひ活用してください。

12 つくる責任 つかう責任



【対 象】

町内に住所を有し居住している方、または町内に事業者を有する事業者で町税に滞納がない方

【補助内容】

①電気式生ごみ処理機

購入金額の1/2以内（百円未満切り捨て）上限3万円

②生ごみ堆肥化処理容器

購入金額の1/2以内（百円未満切り捨て）上限5千円

③業務用生ごみ処理機

・ 購入

購入金額＋設置費の1/2以内（千円未満切り捨て）上限200万円

・ リース

設置費から5年間、各年度のリース料の1/2以内 補助金合計100万円まで

【申請方法】

申請書は環境課窓口および町ホームページからダウンロードできます。

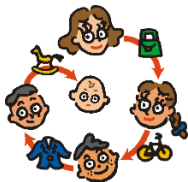
業務用生ごみ処理機は、購入する前に申請書などの提出が必要です。

予算に限りがありますので、事前に確認をお願いします。

【そ の 他】

補助金利用事業者の方には、減量数などの把握のため、設置から5年間生ごみの処理量の報告をお願いしています。

町ホームページ



申込・照会先 環境課環境政策係 電話(85)9565
email:web_kankyou@town.hakone.kanagawa.jp



★この回覧「まちだより」と「広報はこね」は町のホームページにも掲載しています。

☆箱根町公式LINEで発行をお知らせしています。友だちの追加で情報を受け取れます。

★「広報はこね」が届いていない方は、役場、出張所、出先機関などに置いてあります。

(発行/箱根町役場 〒250-0398 箱根町湯本 256 番地)

～ 裏 面 も ご 覧 く だ さ い ～



箱根町は、令和8年9月30日で**町制施行 70 周年**を迎えます。
昭和31年9月30日に湯本町、温泉村、宮城野村、仙石原村、
箱根町が合併し、現在の箱根町が誕生しました。



給付金の申請はお済みですか？

物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の申請期限間近です

既に令和8年2月2日から受付を開始している給付金の申請期限が近づいています。

※7月22日現在で約9割の方が申請済みです。

まだ申請がお済みでない方は、お早めに手続きしてください。

【申請期限】8月31日（月）まで ※郵送の場合、当日消印有効

【給付対象者】

・基準日（令和7年12月31日時点）に住民基本台帳に記録されている者

※外国人を含む

・基準日の翌日以降令和8年3月31日までに出生した新生児

※詳細については、町ホームページを確認してください。→→→



【照会先】町民課 ☎85-7160

第3回箱根芸術祭防災アイデア創出ワークショップ開催！

「防災×〇〇」

「日常の中に防災を」あなたのアイデアを掛け合わせて未来を変える！

防災は特別なものでなく、日常のあらゆるものと組み合わせることで、もっと身近に、もっと実践的に考えられます。このワークショップでは、「古波津 陽」映画監督が制作されたドキュメンタリー映像を観ながら、防災の課題と新しい発想を掛け合えた実例を学び、カードを使った大喜利的なワークで新しい防災アイデアを生み出します。ぜひ参加してください。

※詳しくは添付してある「チラシ」を確認してください。

【開催日時】 8月29日（土）14時～15時30分

【参加費】 無料

【定員】 40人程度

【申込方法】 ・電話 82-2694

・FAX 82-3537

・メール (shakyou@town.hakone.kanagawa.jp)

【会場】 社会教育センター第1会議室

【照会先】 社会教育センター ☎82-2694

月 日	
サイン	

★ 読み終わったらすぐ次の方へ回覧しましょう。

回覧「まちだより」【令和8年7月27日発行】

木造住宅無料耐震相談会を利用してみませんか？

近年地震の頻発化により旧耐震基準の木造住宅（昭和 56 年 5 月 31 日以前建築の木造住宅）の倒壊被害が危ぶまれています。

神奈川県建築士事務所協会県西支部の協力を得て、木造住宅の無料耐震相談会を開催しています。耐震相談会では、建築確認通知書や平面図により、簡易的な耐震診断を行います。自宅が地震に対してどれくらい安全であるのか、この機会に確認してみましょう。

【簡易診断とは】

建築確認通知書や平面図を用いて、図面上で耐震性の有無を判定します。

※あくまで簡易診断なので、正確な耐震性の有無を知りたい方は、簡易診断の後に、一般耐震診断（町補助制度あり）を受けることを推奨します。

【対象の住宅】

- ①町内に所有かつ居住している住宅
- ②昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築された木造で平屋・2 階建ての住宅
- ③枠組壁工法またはプレハブ工法でないもの

【日時・場所】

日時：**8 月 26 日（水）13 時 30 分～15 時 30 分**

場所：仙石原文化センター 第 2 会議室

*相談時間は 1 棟につきおおむね 1 時間です。

*上記の日時・場所では都合が合わない場合は相談してください。別途個別に調整します。

【申込方法・期限】

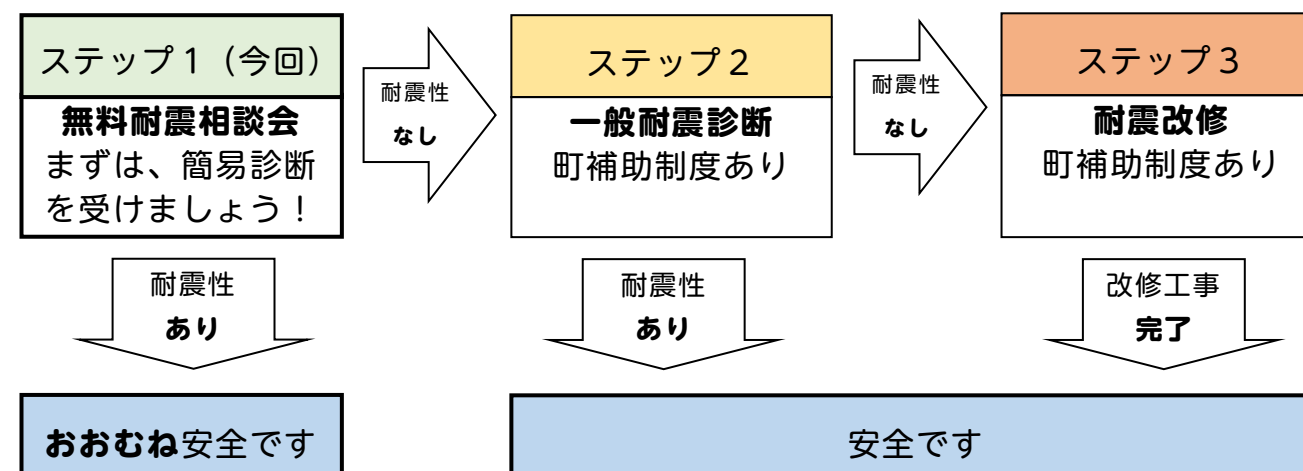
都市整備課窓口もしくは電話にて申し込んでください。

申込期限：8 月 19 日（水）12 時 完全予約制

○相談会には、**建築年や建物の概要が分かるもの**（建築確認通知書、建物の平面図や間取図、内観や外観の写真など）を用意してください。

図面などが無い場合でも相談は可能です。申込時に担当者に伝えてください。

【地震に強い家にするためのフロー】



【昭和 56 年以前に建築された木造住宅はなぜ危険？】

現在の耐震基準（※）が導入される以前のものであるため、大規模な地震に耐えられない住宅が多いと言われています。

最大震度7を観測した令和6年能登半島地震では、約 2 万 8 千棟の家屋が全壊・半壊したとされており、被災地は木造住宅が多く、その中でも、昭和56年の建築基準法改正前の旧耐震で建てられた木造住宅の多数が倒壊していると報道されています。

このことから、現在の耐震基準（※）が導入される以前の昭和 56 年以前の住宅にお住まいの方は耐震診断を行い、耐震性を確認することが求められています。

※現在の耐震基準…震度 5 強程度の中規模地震に対してはほとんど損傷を受けず、極めてまれに発生する大規模地震（震度 6 強～震度 7 程度）に対して、生命の危機を及ぼすような倒壊などの被害が生じないことを目標として定めた基準のこと。

★詳しくは役場ホームページ、または都市整備課へ問い合わせてください。

箱根町役場ホームページ → 緊急・防災・消防 → 耐震 → **無料耐震相談会実施のお知らせ** を確認してください。

申込・照会先 都市整備課景観推進係 電話（85）9566

**箱根旧街道（畑宿山根地区）の
整備工事を実施します**

町の貴重な史跡である『箱根旧街道』を将来にわたり維持していくため、整備工事を実施します。

整備工事期間中は、箱根旧街道のうち畑宿山根地区の通行止めをします。

このため、一里塚の見学や、石畳を通行することができません。

期間中この区間は、う回して県道 732 号を通行くださいますようお願いします。

ご理解、ご協力のほどよろしくお願いします。

【工事期間】 令和8年8月 17 日（月）から
令和9年1月 15 日（金）まで （予定）

【施工業者】 有限会社三浦組（箱根町芦之湯所在）

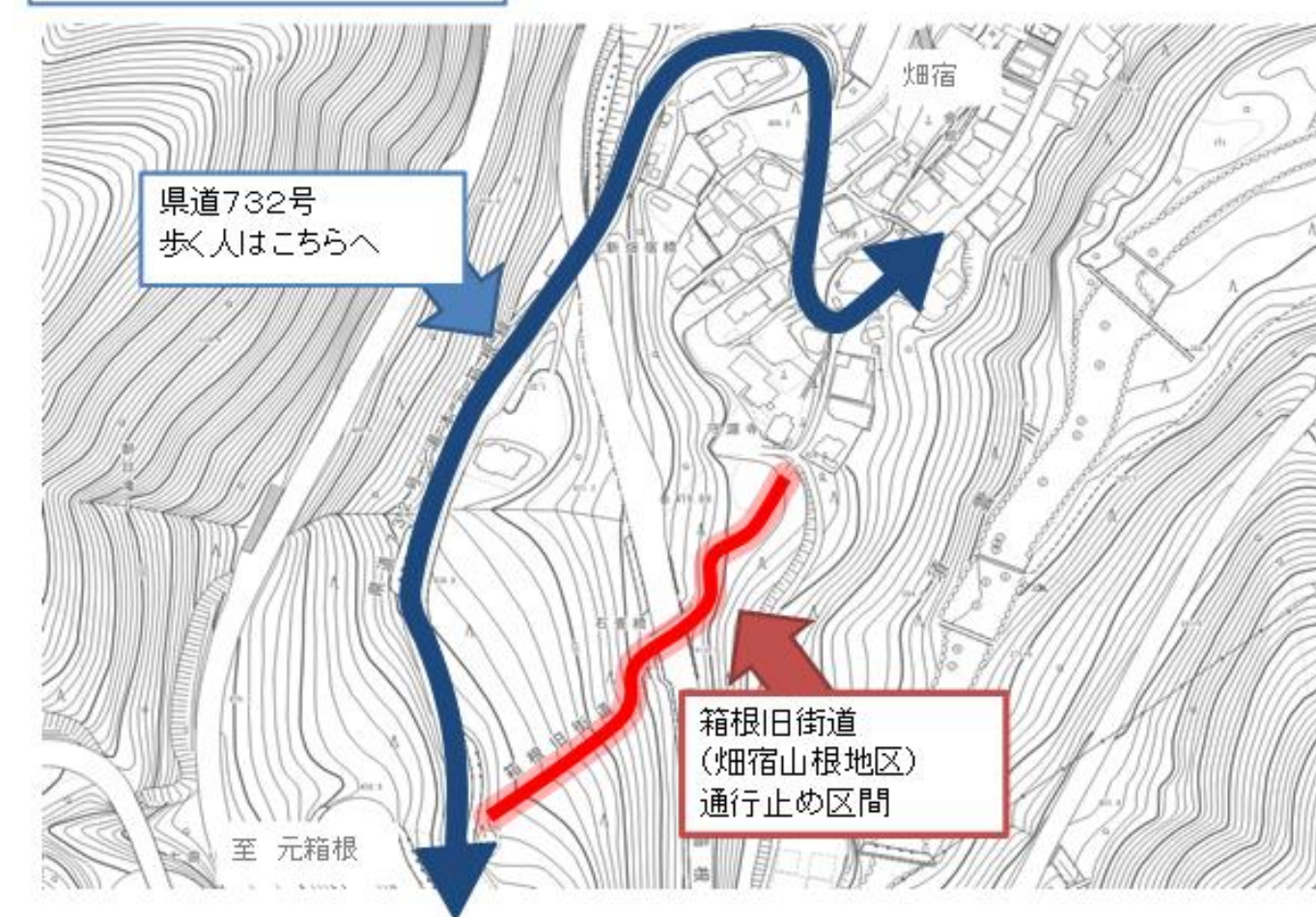
【連絡先】 0460-83-6435

問合せ先 生涯学習課 文化財係 電話(85)7601

史跡箱根旧街道工事対象箇所



箱根旧街道の通行止め区間



「防火標語コンクール」の作品を募集

箱根町防火管理者等協議会では、皆さんに火災予防に関心をもっていただき、火災予防の輪を広げるため、今年も「防火標語コンクール」の作品を募集します。

【募集標語】 季節（春、夏、秋、冬）に応じた火災予防を呼びかける標語
応募作品は、応募者本人の未発表のもので、一人1点とし、返却はしません。また、作品の著作権は主催者に帰属させていただきます。

【応募期限】 9月4日（金）

【応募資格】 町内に在住・在学（小学生以上）・在勤の方

【部 門】 一般の部（中学生以上）、小学生の部

【応募方法】

- ・応募期限までに、応募作品（春、夏、秋、冬）と住所、氏名、電話番号、児童・生徒の場合は学校名・学年を記載し、応募先へ持参するか、郵送してください。（用紙の指定はありませんが、下の応募例を参考にしてください。）
- ・応募者の氏名等を防火標語カレンダーに印刷するなど公表しますので希望されない方は、その旨を応募用紙に記載してください。

【入賞（各部とも）】

特選1点（賞状・記念品） 入選3点（賞状・記念品）

※ 各部とも季節（春、夏、秋、冬）ごとに、1点を選び入選とし、その中の1点を特選とします。

※ 応募された方全員に参加賞を贈ります。

【その他】

特選および入選受賞作品を取り入れた「防火標語カレンダー」を作成し、秋季火災予防運動実施期間（11月）に合わせて町内宿泊施設などに配布します。

＜ 応募例 ＞

（標語）「 <u>春</u> の標語」		※ <u>応募する季節を明記して下さい。</u>	
「○○○○		○○○○○○○○ ○○○○」	
（住所）箱根町宮ノ下123番地		（氏名） ^{はこね たろう} 箱根 太郎	
（電話）(89) 1234		（学校名・学年）防災小学校 3学年	
（※氏名等の公表を希望されない場合は、その旨、記載してください）			

応募・照会先 〒250-0404 箱根町宮ノ下467-1

箱根町消防本部消防総務課内 事務局

電 話 (82) 4505

FAX (82) 4237

今日から実行！家庭での食中毒予防

食中毒の主な原因は細菌やウイルスで、その原因となる細菌やウイルスが食べ物に付着し、体内へ侵入することによって発症しますので、家庭でも発生する危険性が潜んでいます。

食中毒予防のための3つの原則、『**つけない**』、『**増やさない**』、『**やっつける**』を踏まえて、食品を購入してから調理して食べるまでの過程において、気をつけたいポイントを紹介していきます。

食中毒予防のための6つのポイント！

①食品の購入 ②家庭での保存 ③下準備 ④調理 ⑤食事 ⑥残った食品

①食品の購入

※今回は、①～③のポイントをお伝えします。

- ・表示のある食品は、消費期限などを確認しましょう。
- ・肉汁や魚などの水分が漏れないように、ビニール袋にそれぞれ分けて包み持ち帰りましょう。
- ・生鮮食品など、冷蔵や冷凍の温度管理が必要な食品の購入は、買い物の最後にし、購入したら早めに帰るようにしましょう。※保冷剤(氷)と一緒に入れるとより安心です。

②家庭での保存

- ・冷蔵や冷凍が必要な食品は、持ち帰ったらすぐに冷蔵庫や冷凍庫に入れましょう。
- ・肉や魚などは、ビニール袋や容器に入れて、他の食品に汁がかからないようにしましょう。
- ・食品を流し台の下に保存する場合は、水漏れなどに注意し、直接、床に置かないようにしましょう。
- ・冷蔵庫や冷凍庫の詰めすぎに注意しましょう
- ・冷蔵庫は10℃以下、冷凍庫は-15℃以下に維持することが目安です。



③下準備

- ・こまめにせっけんで丁寧に手を洗い、流水で十分に洗いましょう。
- ・野菜などの食材は、流水できれいに洗いましょう(カット野菜もよく洗いましょう)。
- ・肉汁や魚などの水分が、果物やサラダなど生で食べるものや調理済みのものにかからないようにしましょう。
- ・包丁やまな板は、肉用、魚用、野菜用と別々にそろえて使い分けると安全です。
- ・冷凍食品の解凍は、冷蔵庫や電子レンジを利用しましょう。
- ・解凍は使う分だけ行い、解凍後はすぐに調理しましょう。また、冷凍や解凍を繰り返さずに使い切りましょう。
- ・使用後の調理器具やふきん、タオル、スポンジなどは、洗剤と流水でよく洗いましょう。更に煮沸や熱湯をかけたり、台所用漂白剤の使用も効果的です。

【食中毒かな？と思ったら！】

すぐに、かかりつけ医などに連絡をして相談をしましょう。

照 会 先 保険健康課健康推進係(さくら館) 電話(85)0800

イノシシやシカの捕獲状況について

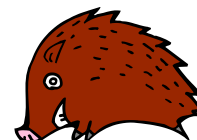
現在、町全域でイノシシやシカによる被害が増えています。
神奈川県猟友会箱根支部と協力し、有害鳥獣として、わなと銃器による捕獲を実施しています。
捕獲地域は次のとおりです。
8 年度 6 月末現在地域別捕獲頭数 (単位：頭)

種別	地域					合計	備考
	湯本	温泉	宮城野	仙石原	箱根		
イノシシ	0	1	1	5	1	8	わな 8 銃器 0
ニホンジカ	4	4	11	20	32	71	わな 65 銃器 6

銃器の使用にあたっては、住民の皆さんや観光客・ハイカーに十分注意して実施するとともに、日時や場所などをあらかじめ防災行政無線や町ホームページ等によりお知らせしますので、協力をお願いします。

町ホームページはこちら

照会先 環境課美化保全係 電話 (85)9565



鳥獣被害を減らすために

ごみ出しのマナーを守り、被害防止対策に努めましょう！

イノシシなどの野生動物は家庭などから出る生ごみや、庭などに生えているユリやタケノコなどのにおいにつられて人里に下りてきます。出没を減らすためには一人ひとりが生ごみを決められた時間に集積所に出すなどのごみ出しのマナーを守ることが必要です。

※特に夜間は、イノシシなどの野生動物の出没が多いので、夜間に外出する際は注意しましょう。

定期的な草刈りなど敷地の管理をしましょう！

管理されていない敷地や建物が鳥獣の棲み処になることがあります。

定期的な草刈りなど人の手を加えることで、エサとなるものを遠ざけ、隠れる場所をなくすことで、鳥獣にとって住みにくい、都合が悪い場所にすることが大切です。

庭で植物や作物を育てている場合には敷地全体を柵などで囲うといった対策をとる必要があります。全体を囲うことが難しい場合は、植物などを育てている場所のみを囲うことも検討しましょう。

イノシシなどの被害にあわないために（町ホームページ）

照会先 環境課美化保全係 電話(85)9565



不用品交換情報

譲ります！
譲ってください！！

家庭で使わなくなった品物などを、ごみに出す前に「不用品交換情報」に登録しませんか。他に必要としている方に、有料または無料で譲ることができます。また、同時に譲ってほしいものの情報登録も受け付けています。

12 つくる責任
つかう責任



譲ります

(7月9日現在)

番号	品名	規格	状態	価格
1417	犬用おむつ	L サイズ	良い	無料
1418	介護用ドッグベッド		良い	無料
1419	犬用車いす		普通	無料
1420	机 (木製)	900×1,900×300 mm	良い	無料
1421	座卓 (木製)	縦×横×高さ 900×1,500×350 mm	良い (写真あり)	無料
1422	勉強机 (木製) (袖机付き)	奥行×幅×高さ mm 机 650×1,000×1,650 袖机 470×420×1,650	普通 (写真あり)	無料
1423	ベッド (木製) (たんす付き)	奥行×幅×高さ mm ベッド 1,070×2,120×1,170 たんす 440×980×720	普通 (写真あり)	無料

譲ってください

番号	品名	規格	状態	価格
2144	猫用品 (猫ボランティアで使用)	ケージ、シート、フード等	普通	無料

- ※ 状態は新品・良い・普通・多少傷ありの4段階で表しています。
- ※ 掲載期間は登録日から6か月間です。
- ※ 本情報は、町内在住者、在勤者に有効となります。
- ※ 希望の品物が見つかったら、登録者の連絡先を知らせますので、環境課まで連絡してください。その後の引き取り方法などの交渉は当事者間で行ってください。
- ※ 問題が生じた場合は、当事者間の話し合いなどにより解決してください。
- ※ 品物の写真を下記アドレスまで送付していただいた場合、一緒に掲載します。より品物の状態がわかるのでおすすめです。
- ※ この情報はまちだより発行日と同日に町ホームページにも掲載しています。不用品交換が成立すると随時更新するので、ホームページも併せて確認してください。



申込・照会先 環境課環境政策係 電話(85)9565
e-mail:web_kankyou@town.hakone.kanagawa.jp



譲ります (写真)

No.1421 座卓



No.1422 勉強机 (袖机付き)



No.1423 ベッド (たんす付き)

